

個人情報保護取扱規則

宅建企業年金基金（以下、「基金」という。）の個人情報にかかる取扱いについては、「個人情報保護管理規程」（以下、「管理規程」という。）の定めによるほか、個人情報保護の徹底を図るため、この規則の定めるところにより取扱うこととする。

（保有する個人情報）

第1条 基金が保有する個人情報は別表1のとおりとする。

（公表等）

第2条 管理規程第15条で定める個人情報の取扱いについては別表2のとおりとする。

（システムの使用制限）

第3条 個人データ管理責任者は、システムの操作者を特定するため、ユーザーID及びパスワードによる個人認証を行い、不正使用等の防止を図るものとする。

（苦情等）

第4条 加入者等から個人情報の取扱いに関する苦情等があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ、個人データ管理責任者に報告しなければならない。

2 個人データ管理責任者は、加入員等からの個人情報の取扱いに関する苦情等が適切かつ迅速に処理されるよう必要な措置を講じるものとする。

（外部委託）

第5条 管理規程第31条において、個人データに関する処理を外部委託する場合は、次の各号に定める事項を選択基準とする。

- 一 個人データの保管方法、保管場所が適切であること
- 二 個人データの漏えいや盗用を防止するための具体的な措置が講じられていること
- 三 個人データを取扱う従業者に対する教育、研修が行われていること
- 四 個人データの取扱いにつき、適正な監査を実施していること
- 五 個人データを取扱う事務を再委託するとき又は再々委託する場合においても、前各号の事項が遵守されていること

附則

（施行期日）

この規則は、平成30年1月17日から適用する。

別表1 宅建企業年金基金が保有する個人情報

個人情報の種類		個人情報の内容
加入者 年金受給 待期者	適用情報	事業所番号、加入員番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、標準給与月額、給与実績、住所、中途脱退の状況、再加入の状況
	給付情報	老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金
年金受給者	適用情報	事業所番号、加入員番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、標準給与月額、給与実績、住所、中途脱退の状況、再加入の状況
	給付情報	年金証書番号、裁定状況、年金額、振込金融機関、口座番号、電話番号、老齢給付金、遺族給付金
その他	福祉施設事業情報	各種福祉給付金の支給情報
	事業主情報	氏名、生年月日、住所、電話番号
要配慮個人情報（※）		遺族給付金の支給を行うために必要となる、当該事象を確認するための情報

（※）要配慮個人情報を取得する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることとするが、本目的を達成するための情報取得については、本人の同意を不要とする。

別表2 宅建企業年金基金における個人情報の取扱いについて

事項	内容
個人情報取扱事業者の名称	宅建企業年金基金
個人データの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の氏名・生年月日・性別・加入記録・報酬記録・加入者番号・基礎年金番号の管理 ・ 加入者に係る諸届の確認通知書の送付（※事業所宛） ・ 加入者証の送付 ・ 基金編入時及び脱退時に係る加入者の同意書の管理 ・ 事業主及び事業主代理人の氏名等の管理 ・ 年金及び一時金受給者の給付管理 ・ 掛金増減計算書・内訳書の送付（※事業所宛） ・ 年金受給者の氏名、住所、年金額、振込先、年金証書番号等の管理 ・ 裁定通知書・額改定通知書の送付 ・ 年金証書の送付 ・ 支払予定通知書の送付 ・ 受給権者異動届用紙の送付 ・ 裁定請求者・待期者への「年金のしおり」の送付 ・ 年金・一時金見込額の回答 ・ 確定給付企業年金、確定拠出年金への移換

事項	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・年金受給権者に係る住民登録調査 ・企業年金連合会及び自治体への生存に関する照会
<p>個人データ開示等の請求手続き</p> <p>①申出先</p> <p>②提出時の記載事項</p> <p>③本人確認のための添付書類</p> <p>④代理人による請求の場合</p> <p>⑤手数料</p>	<p>①〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階 宅建企業年金基金</p> <p>②請求者の住所、氏名、電話番号、開示等の内容</p> <p>③加入者証又は年金証書の写し</p> <p>④本人の委任状および代理人の署名・押印と身分証明書（写し）の添付</p> <p>⑤無料</p>
<p>個人情報に関する苦情・相談窓口</p> <p>①面談</p> <p>②手紙</p> <p>③電話</p> <p>④FAX</p> <p>⑤電子メール</p> <p>⑥面談及び電話による受付時間</p>	<p>①当基金事務所 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階</p> <p>②〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階 宅建企業年金基金</p> <p>③03-3865-6321</p> <p>④03-3865-6361</p> <p>⑤post-kikin@takken-kikin.or.jp</p> <p>⑥土日祝日、年末年始を除く 午前9時00分～午後5時00分</p>